

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 413

平成19年4月2日(月曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

経	営
---	---

税務会計

注目集める「企業の社会的責任」 社会のため法令順守や企業統治で

ここ5年くらいの間に「企業の社会的責任」(CSR)を重視する企業が増えている。日本では90年代後半から注目を集め、特にバブル経済崩壊後、不良債権をかかえた金融機関を中心に法令順守(コンプライアンス)が叫ばれ、一時期ブームとなった。

その後、企業行動憲章(日本経団連制定)や新会社法施行をきっかけに、企業統治(コーポレート・ガバナンス)の概念も取り入れ、多くの業種で経営の基本理念として定着してきた。各種法令・社会規範・企業倫理に反する相次ぐ不祥事も、改めて企業の社会的責任を問う契機になった。

CSRとは、企業は株主など特定の人たちの所有物ではなく、顧客、従業員、取引相手、地域住民などといった利害関係者(ステークホルダー)の利益を実現することが求められ、経営者は企業を「社会的公器」として運営する責任を負うという考え方である。

最近ではステークホルダーを広く解釈し、「より良い社会の実現に向けて」と捉える経営者が増えた。例えば独自の子育て支援策、地域へのボランティア参加もCSRとなり、同業他社と違いが出せる。企業ブランドが高まり、人材獲得にも効果が出てくる。CSRは、いわば企業の社会貢献活動の一種ともいえる。

「企業規模は問わない」とする企業行動憲章の精神に沿って、企業の信頼構築、競争力向上、社会的責任が強く求められている。

確定申告を忘れていないですか? 期限後申告はできるだけ早目が得

2006年分所得税の確定申告は3月15日に終了したが、本来確定申告が必要なのに、気づかずにいる納税者も意外と多い。

特に会社員は、通常年末調整で課税関係が終了したと思いがちだが、例えば、昨年中の給与の収入が2000万円を超えていなくても、給与等以外の収入が年間20万円を超えていれば、確定申告が必要だったはず。期限内に確定申告することを忘れていた場合でも、気がついたらできるだけ早く申告した方が有利だ。

期限後申告では、調査を受けた後や、申告をしないために税務署から所得金額の決定を受けた場合、納める税金のほかに、その税金の15%相当額の無申告加算税がかかってしまう。

2006年分の確定申告期限後に申告した場合の無申告加算税は、原則、納付すべき税額が50万円までは15%、50万円を超える部分は20%の割合となる。ただし、税務署の調査を受ける前に自主的に期限後申告すれば、5%に軽減される。

期限後申告によって納める税金は、申告書を提出する日が納期限となるため、その日に納めることになる。その際、納付の日までの延滞税を併せて納付する必要がある。

この延滞税は、納める税金の額に対して、法定納期限の翌日から期限後申告書を提出した翌日以後2ヵ月を経過する日までは年「4.4%」(前年の11月30日の公定歩合+4%)、それ以降は年「14.6%」の割合で計算する。

配信先の変更、配信停止のご希望はお手数ですが Tel.03-3216-2004 または info@knowsi-land.jp までご連絡ください

今週のキーワード

企業行動憲章

91年9月に制定された「経団連企業行動憲章」を02年10月に「企業行動憲章」へ改定。憲章では10原則を掲げ、積極的、自主的に取り組んでほしいとしている。02年の改定では、社内体制の整備と運用強化を要請。グローバル化が一層進み、環境・人権・貧困問題と企業の関わり方に社会の注目が集まっていることを鑑み、個人・顧客情報、少子化問題と働き手、格差問題、知的財産権等、あらゆる分野を総合的にとらえ、持続可能な社会の創造へ資することを求めている。